

「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」について 下條正男

平成一七年（二〇〇五年）春、隠岐島の旧家村上家から「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」と題する古文書が発見された。これは元禄九年（一六九六年）、安龍福が隠岐島に密航して来た際の取調べ調書の写しである。

これまで竹島問題を語る際には、『肅宗実録』に収載された安龍福の供述が参考にされてきた。そこには安龍福が鳥取藩主と交渉し、「鬱陵島と于山島を朝鮮領とした」と記されていることから、韓国側ではそれを歴史の事実としてきた。

今回発見された「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」は、隠岐島に密航してきた安龍福が日本では実際にどのように振舞っていたのか、『肅宗実録』に収載された安龍福の証言と比較することで、その供述内容の真偽が判断出来る好個の史料である。

『肅宗実録』によると、安龍福は元禄九年、日本に密航した後、朝鮮に帰還して次のように証言していた。

「日本に渡ったのは、日本の漁民を追って漂着したためで、鳥取藩では訴訟事件を起こした。」

だが「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」を見ると、鬱陵島では日本の漁民と遭遇した事実はなく、隠岐島にも漂着していなかった。隠岐島での取調べに対し、安龍福は「鳥取伯耆守様へお断りの義これ在り罷り越し申し候」とその来島の目的を述べ、「五月十五日竹嶋出船、同日松嶋へ着き、同十六日松嶋を出て十八日の朝、隠岐島の内、西村の磯へ着く」と、順調な航海であったとしているからだ。

むしろこの安龍福の証言で注目すべき事実は、「五月十五日竹嶋出船、同日松嶋へ着き、同十六日松嶋を出」たとし、竹嶋（鬱陵島）から松嶋（竹島）にはその日の内に着いている点である。

ところが『肅宗実録』では、安龍福は、「日本の漁民を追い、翌曉船を曳いて松島（竹島）に着いた。そこで魚膏を煮ている漁民の釜を杖で叩き割ったので、漁民はほうほうの態で逃げ出した」と自らの武勇談を語っている。

だが「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」を見ると、そのような事実は確認できないばかりか、その行程からも安龍福の武勇談は成立たない。

安龍福の証言に関しては、当時の朝鮮政府内部にも疑う者がいた。その事実を『肅宗実録』は、「漂着したなら対馬藩を通じて送還されるのが通例である。自力で帰還したという安龍福の証言は疑わしい」と記録している。

「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」には、安龍福の人柄を髣髴とさせるエピソードも記録されている。『肅宗実録』では、鳥取藩主が「食糧と護衛を付けてくれると言ったが、断った」としているが、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」では逆に「飯米に切れ、夕飯より食に絶え候」と、隠岐島では申し出

ている。それも安龍福は、「朝鮮にて他国の舟参り候へば馳走いたし候」と、食料をもらうことは当然のこととしていた。

これに対して庄屋与頭右衛門は、漂着した船には食糧も与えるが、訴訟のためやって来たなら飯米等是用意すべきではないかと言ったものの、実際に船中を見ると困窮の様子なので、去年の不作で米は払底しているが、悪米でよければと与えている。

このように見てくると、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」に見える安龍福の供述と、『肅宗実録』に記録された安龍福の供述には、大きな隔りがある。

中でも、松島（竹島）に対する安龍福の地理的理解は特筆に価する。安龍福は松島を于山島とし、それを江原道東萊府に属すとしているが、鬱陵島と于山島は江原道蔚珍県が管轄していたからだ。東萊府は慶尚道にあり、そこは櫓軍として配属されていた安龍福の居住地である。

さらに安龍福は、鬱陵島から松島までの距離について、「五月十五日竹嶋出船、同日松嶋へ着き」とし、鬱陵島を出発してその日の内に竹島に着いた言う。だが『隠州視聴合記』では、竹島から鬱陵島までは「一日半」の距離としており、安龍福の地理的認識とは大きく食い違っている。

今回、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」が発見され、『肅宗実録』に記録された安龍福の供述とも比較検討ができるようになった。今後、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の研究を深めることで、新たな歴史事実が明らかにされることであろう。